

大田市告示第80号

大田市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和3年大田市告示第142号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月19日

大田市長 楫野弘和

第1条中「新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計は」を「低所得のひとり親世帯は、食費等の物価高騰等に直面し、家計が」に、「新型コロナウイルス感染症の」を「食費等の物価高騰の」に、「令和4年5月24日付子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長」を「令和5年4月10日付こ支家第13号こども家庭庁支援局長」に改める。

第2条第1号中「令和4年4月」を「令和5年3月」に改め、同条第2号中「令和4年4月」を「令和5年3月」に、「令和2年」を「令和3年」に改め、同条第3号中「令和4年4月」を「令和5年3月」に、「新型コロナウイルス感染症」を「食費等の物価高騰」に改め、同条第4号中「令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長」を「令和5年4月10日付こ支家第14号こども家庭庁支援局長」に改め、同条第5号の表中「令和4年4月1日」を「令和5年3月1日」に、「令和4年度予備費閣議決定日」を「令和4年度予備費閣議決定日（令和5年3月28日）」に改める。

第5条第1号中「令和4年4月」を「令和5年3月」に改める。

第6条第2項中「令和5年」を「令和6年」に改める。

第11条第2項中「令和4年4月」を「令和5年3月」に、「令和5年4月30日」を「令和6年4月30日」に改め、同条第3項中「令和5年4月30日」を「令和6年4月30日」に改める。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月19日から施行する。
- 2 この告示による改正後の大田市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の規定は、施行日以後に支給決定した者について適用し、同日前に支給決定した者については、なお従前の例による。